

新潟県困難な問題を抱える女性支援及び配偶者等暴力防止・被害者支援基本計画（抜粋）

3 指標

本計画の進捗度を測るための指標を以下のとおりとします。

基本目標 I すべての女性が個人として尊重され、自立して暮らすことができる
社会の実現
 ～人権尊重、男女平等により、差別を許さない社会づくりを目指します～

指 標		計画策定時点		中間評価時点		目 標	
1	人権を尊重することは「とても大切だ と思う」県民の割合	64.4%	H30	67.5%	R2	増加 させる	R6

・「新潟県総合計画」の指標（I-3-(1)①誰もが個人として尊重され、共に暮らせる社会の実現）と整合を図ります。

指 標		計画策定時点		目 標	
2	（男女平等意識の浸透） 男女の地位の平等について、「男性の方が優遇 されている」という回答割合が3割を超えてい る項目	6/7項目	R3	減少させる	R8
3	（男女平等意識の浸透） 「男女共同参画社会」周知度（内容を知ってい る又は聞いたことがある人の割合）	64.2%	R3	85%	R8
4	（男女平等の視点に立った社会制度・慣行等の 見直し） 「社会慣習（しきたり）」における男女の地位 の平等で、「男性の方が優遇されている」とす る人の割合	60.6%	R3	減少させる	R8
5	（男女平等の視点に立った教育・学習の充実） 「学校教育」における男女の地位の平等で、「平 等」とする人の割合	54.1%	R3	増加させる	R8

・「第4次新潟県男女共同参画計画」の指標（基本目標 I 男女平等を推進する社会づくり）と整合を図ります。

基本目標Ⅱ 安心して相談できる窓口の充実

～どこに住んでいても安心して相談できる体制づくりを目指します～

指 標		計画策定時点		目 標	
1	県における支援調整会議（代表者会議）の開催	—	R5	年1回開催	R10
2	県における支援調整会議（実務者会議、個別ケース検討会議）の開催	—	R5	定期開催	R10
3	市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画の策定	—	R5	30市町村	R10
4	市町村における支援調整会議（代表者会議）の開催	—	R5	30市町村	R10
5	市町村における女性相談支援員の配置	6市	R5	30市町村	R10

・1～5は本計画策定にあたり設定した指標

指 標		計画策定時点		現 状		目 標	
6	DVに関する相談機関の認知度（相談窓口をひとつでも知っている方の割合）	55.9%	R2	47.9%	R5	増加させる	R10
7	過去2年間に配偶者からの暴力を受けたことのある者の割合（過去に暴力行為（12種類）を一つでも受けたことがある者のうち、その行為が過去2年間にあったとした者の割合）	33.7%	R2	27.3%	R5	減少させる	R10
8	暴力についての認識（配偶者から以下の行為をされた場合は暴力にあたると思うか）						
	①平手で打つ	78.0%	R2	78.6%	R5	増加させる	R10
	②なぐるふりをしておどす	66.9%		65.5%			
③性的な行為を強要する	75.4%	79.3%					

・6～8の計画策定時点の割合は、R2 県配偶者暴力防止等基本計画策定時に実施した県民意識調査によるもの

【※参考指標】必要に応じて項目を見直していきます。

参考指標	計画策定時	現状	目標
暴力についての認識(配偶者から以下の行為をされた場合は暴力にあたると思うか)			
①足でける	86.3%	R2	R5 増加させる R10
②体を傷つける可能性のあるものでなく・投げつける	90.1%		
③刃物などをつきつけておどす	91.7%		
④大声でどなる	53.0%		
⑤長時間無視し続ける	40.7%		
⑥交友関係や電話を細かく監視する	45.9%	R2	R5 増加させる R10
⑦「誰のおかげで生活できるんだ」「かいしょうなし」などと言う	57.2%		
⑧無理に、アダルトビデオやポルノ雑誌等を見せる	58.9%		
⑨避妊に協力しない	57.0%		

・①～⑨の計画策定時点の割合は、R2 県配偶者暴力防止等基本計画策定時に実施した県民意識調査によるもの

基本目標Ⅲ 一人ひとりの困りごとに応じた支援の強化
～一人ひとりの事情に対応した適切な支援を実施します～

指標	計画策定時点	中間評価時点	目標
1 生活困窮世帯等のこどもへの学習支援を利用できる市町村	21市町村	H29	23市町村 R1 30市町村 R6
2 ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける相談者に占める就職者の割合	38.6%	H29	H29～R2平均 60.0% H29～R6平均
3 自殺者数(自殺死亡率)	504人(22.0%) (参考) うち女性156人(13.2%)	H27	413人(18.9%) (参考) うち女性141人(12.5%) R2 県内自殺者総数322人以下 R6

・項目1～3は以下の他計画の指標と整合を図ります。
項目1、2：「新潟県総合計画」の指標（I-2-(2)③子どもの貧困対策の推進）
項目3：「新潟県自殺対策計画」の指標

新潟県困難な問題を抱える女性支援及び配偶者等暴力防止・被害者支援基本計画の指標の評価

資料2-1

①他計画の指標と整合を図るもの

※進捗状況の凡例 ◎目標達成 ○概ね達成 △不十分 ×著しく不十分

指標		目標		計画策定時点 (R5)		最新値 (R6)		進捗状況	R6年度の取組	R7年度の取組	課題・来年度の取組の方向性など	整合を図る計画	担当課	
基本目標Ⅰ	1	人権を尊重することは「とても大切だと思う」県民の割合	増加させる	R6	64.4%	H30	66.4%	R6	◎	○県民の人権意識の普及高揚を図るため、講演会や研修会の開催、各種イベントや様々な広報媒体を活用した広報を実施した。	○県民の人権意識の普及高揚を図るため、講演会や研修会の開催、各種イベントや様々な広報媒体を活用した広報を実施。	○人権意識の一層の向上を目指し、市町村等と連携し、様々な媒体やイベント等を活用した啓発に引き続き努める。	「新潟県総合計画」の指標 (I-3-(1)①誰もが個人として尊重され、共に暮らせる社会の実現) ※総合計画改訂に伴い、目標値が定量的に変更 →目標値を総合計画にあわせて変更することとする	福祉保健総務課
	2	(男女平等意識の浸透) 男女の地位の平等について、「男性の方が優遇されている」という回答割合が3割を超えている項目	減少させる	R8	6/7項目	R3	7/7項目	R6	△	○男女平等社会の形成に関して理解を深めることが重要であることから、男女平等意識の浸透に向け、あらゆる機会や多様な媒体等を通じ、広報・啓発活動を展開した。	○男女平等社会の形成に関して理解を深めることが重要であることから、男女平等意識の浸透に向け、あらゆる機会や多様な媒体等を通じ、広報・啓発活動を展開した。	○男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画できるよう、あらゆる機会や多様な媒体等を通じ、対象とする性別や年代などを考慮した広報・啓発を行うなど、引き続き様々な視点から施策を実施していく。	「第4次新潟県男女共同参画計画」の指標 (基本目標Ⅰ 男女平等を推進する社会づくり)	政策企画課
	3	(男女平等意識の浸透) 「男女共同参画社会」周知度 (内容を知っている又は聞いたことがある人の割合)	85.0%	R8	64.2%	R3	63.3%	R6	×	・男女平等推進施策に関する取組や事業の周知による、県民の意識啓発及び市町村の取組促進 ・男女共同参画社会についての意識啓発に向けたパネル展示	・男女平等推進施策に関する取組や事業の周知による、県民の意識啓発及び市町村の取組促進 ・男女共同参画社会についての意識啓発に向けたパネル展示	○引き続き、あらゆる機会や多様な媒体を通じた広報・啓発活動により、男女共同参画社会についての周知を図る。		政策企画課
	4	(男女平等の視点に立った社会制度・慣行等の見直し) 「社会慣習 (しきたり)」における男女の地位の平等で、「男性の方が優遇されている」とする人の割合	減少させる	R8	60.6%	R3	67.3%	R6	△	○家庭、職場、地域等における、性別による固定的な役割分担意識や無意識の思い込み (アンコンシャス・バイアス) の解消に向け、社会制度、慣行等を男女平等の視点で点検し、実態把握と啓発に努めた。 ・「男女共同参画計画 (男女平等推進プラン) 推進状況」の作成・公表 ・県民アンケートの実施 ・男女平等推進施策に関する取組や事業の周知による、県民の意識啓発及び市町村の取組促進	○家庭、職場、地域等における、性別による固定的な役割分担意識や無意識の思い込み (アンコンシャス・バイアス) の解消に向け、社会制度、慣行等を男女平等の視点で点検し、実態把握と啓発に努めた。 ・「男女共同参画計画 (男女平等推進プラン) 推進状況」の作成・公表 (予定) ・県民アンケートの実施 ・男女平等推進施策に関する取組や事業の周知による、県民の意識啓発及び市町村の取組促進	○男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画できるよう、男女平等の視点に立った社会制度・慣行等の見直しについて情報提供や啓発を推進していく。		政策企画課
	5	(男女平等の視点に立った教育・学習の充実) 「学校教育」における男女の地位の平等で、「平等」とする人の割合	増加させる	R8	54.1%	R3	46.3%	R6	△	○新任管理職研修、経験者研修、初任者研修等において、人権教育の視点から男女共同参画を推進する意識の醸成を図った。各学校においては、人権教育に関する校内研修を複数回実施するよう促した。	○新任管理職研修、経験者研修、初任者研修等において、人権教育の視点から男女共同参画を推進する意識の醸成を図った。各学校においては、人権教育に関する校内研修を複数回実施するよう促した。	○各学校においては児童生徒の発達段階に応じて人権教育に取り組んでいる。今後も男女平等の視点に立った人権教育の一層の推進のため、各種研修、学校訪問を通して学校へ働きかけていく。		政策企画課 義務教育課
基本目標Ⅲ	1	生活困窮世帯等の子どもへの学習支援を利用できる市町村	30市町村	R6	21市町村	H29	24市町村	R6	△	市町村の取組拡大を図るため、生活困窮世帯やひとり親家庭等への学習支援等を行う市町村への補助事業を実施するとともに、市町村担当者向けの勉強会を開催した。また、全ての子どもが、等しく有意義に放課後・土曜日等の学習支援活動が受けられるよう、地域未来塾、土曜学習等の市町村の取組を支援した。	市町村の取組拡大を図るため、生活困窮世帯やひとり親家庭等への学習支援等を行う市町村への補助事業を実施するとともに、市町村担当者向けの勉強会を開催した。また、全ての子どもが、等しく有意義に放課後・土曜日等の学習支援活動が受けられるよう、地域未来塾、土曜学習等の市町村の取組を支援した。	引き続き、市町村が行うこどもの学習支援に対して支援するとともに、勉強会の開催による優良事例の横展開などに取り組み、こどもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないような環境を整える。	「新潟県総合計画」の指標 (I-2-(1)③子どもの貧困対策の推進) ※総合計画改訂時、左記指標から「生活保護世帯と一般世帯のこどもの大学等進学率の差」に変更 →一次年度以降の評価指標を見直すこととする	こども家庭課
	2	ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおける相談者に占める就職者の割合	60.0%	H29~R6平均	38.6%	H29	55.10%	H29~R5平均	○	ひとり親家庭の親等の自立を図るため、ひとり親向けの就業バンク「ジョブマッチにいがた」での就業あっせんや、資格取得に取り組むひとり親への給付金の支給、センター相談員の資質向上を目的とした研修などを実施した。また、事業主に対し、ひとり親家庭の就業促進に向けた協力要請や各種支援制度の周知を行い、ひとり親家庭の親の雇用機会の確保に努めた。	ひとり親家庭の親等の自立を図るため、ひとり親向けの就業バンク「ジョブマッチにいがた」での就業あっせんや、資格取得に取り組むひとり親への給付金の支給、センター相談員の資質向上を目的とした研修などを実施した。また、事業主に対し、ひとり親家庭の就業促進に向けた協力要請や各種支援制度の周知を行い、ひとり親家庭の親の雇用機会の確保に努めた。	引き続き、ひとり親家庭等の自立促進に向けた支援の充実・強化に努めるとともに、事業主に対する周知啓発などにより、ひとり親の雇用機会の拡大を図る。	「新潟県総合計画」の指標 (I-2-(1)③子どもの貧困対策の推進) ※総合計画改訂に伴い、目標値が変更 →目標値を総合計画にあわせて変更することとする	こども家庭課
	3	自殺者数 (自殺死亡率)	県内自殺者総数322人以下	R6	504人 (22.0)	H27	426人 (20.5)	R6	×	自殺の背景には、様々な問題が複雑に絡み合っていることから、県内の多様な関係団体が自殺対策に取り組んでいる。県では、新潟県自殺予防対策推進県民会議を開催し、県民運動として総合的に自殺対策を推進している。また、新潟県こころの相談ダイヤルを運営し、保健所、市町村、コンビニエンスストアや銀行等利用者への周知を行うとともに、エックスでの発信やWeb広告など、幅広い媒体を活用して啓発を進めた。	自殺の背景には、様々な問題が複雑に絡み合っていることから、県内の多様な関係団体が自殺対策に取り組んでいる。県では、新潟県自殺予防対策推進県民会議を開催し、県民運動として総合的に自殺対策を推進している。また、新潟県こころの相談ダイヤルを運営し、保健所、市町村、コンビニエンスストアや銀行等利用者への周知を行うとともに、エックスでの発信やWeb広告など、幅広い媒体を活用して啓発を進めている。	引き続き、県民運動としての自殺対策を総合的に推進するとともに、周知啓発については、自殺統計等で現状を確認しながら、ターゲット層に効果的な普及啓発や自殺対策事業を実施していく。	「新潟県自殺対策計画」の指標 ※第2期自殺対策計画 (計画期間R7~R14) の目標値は、「自殺者数」から「自殺死亡率」に変更 →一次年度以降の評価指標を見直すこととする。	障害福祉課

新潟県困難な問題を抱える女性支援及び配偶者等暴力防止・被害者支援基本計画の指標の評価

②計画策定にあたり設定した指標

※進捗状況の凡例 ○目標達成 ◎概ね達成 △不十分 ×著しく不十分

資料 2-1

基本目標Ⅱ	指標	目標		計画策定時点 (R5)		最新値 (R6)		進捗状況	R6年度の取組	R7年度の取組	課題・来年度の取組の方向性など
		回数	割合	割合	割合	割合	割合				
基本目標Ⅱ	1 県における支援調整会議（代表者会議）の開催	年1回開催	R10	—	R5	2回	R6	◎	○支援調整会議（代表者会議）を2回実施し、課題等を共有し、困難な問題を抱える女性支援並びにDVの防止及び被害者の保護に対して適切かつ円滑な対応を図った。 ・参加者：市町村、関係機関、民間団体、警察の代表者 ・令和6年7月18日、令和7年1月30日	○支援調整会議（代表者会議）を開催し、地域の課題等を共有し、困難な問題を抱える女性支援並びにDVの防止及び被害者の保護に対して適切かつ円滑な対応を図る。 ・参加者：市町村、関係機関、民間団体、警察の代表者 ・令和8年1月22日	○令和8年度以降も年1回開催し、支援体制の構築、関係機関との連携を促進し、困難を抱える女性への円滑かつ、適切な支援が行えるよう体制を整える。
	2 県における支援調整会議（実務者会議、個別ケース検討会議）の開催	定期開催	R10	—	R5	実務者会議 3回 個別ケース検討会議 1回	R6	◎	○支援調整会議（実務者会議）を3回実施し、女性相談支援員及び各市町村の女性支援担当職員の資質向上や連携を図るために事例検討や情報交換を行った。 ・参加者：市町村、関係機関、民間団体、警察署の実務担当者 ・上越会場 令和6年10月29日 ・長岡会場 令和6年11月14日 ・新潟会場 令和6年12月17日 ○個別ケース検討会議 ・他機関主催の個別ケース検討会議に1回参加 ・参加者は市町村の女性相談支援員や女性担当職員と女性相談支援センター（ケースにより弁護士、支援対象者も参加）。 ○個別ケース検討会議 ・他機関主催のケース検討会議に1回参加 ・参加者は市町村の女性相談支援員や女性担当職員と女性相談支援センター（ケースにより弁護士、支援対象者も参加）。	○支援調整会議（実務者会議） ・女性相談支援員及び各市町村の女性支援担当職員の資質向上や連携強化を図るために事例検討や情報交換を行った。 ・参加者：市町村、関係機関、民間団体、警察署の実務担当者 ＜全体会議＞1回（オンライン形式） ・令和7年7月24日 ＜地区別会議＞3回（対面形式） ・上越会場 令和7年10月14日 ・長岡会場 令和7年10月31日 ・新潟会場 令和7年11月13日 ○個別ケース検討会議 ・他機関主催のケース検討会議に1回参加 ・参加者は市町村の女性相談支援員や女性担当職員と女性相談支援センター（ケースにより弁護士、支援対象者も参加）。	○支援調整会議を活用して、支援体制の構築、関係機関との連携を促進し、困難を抱える女性への円滑かつ、適切な支援が行えるよう体制を整える。 ・支援調整会議（代表者会議） ・支援調整会議（実務者会議） ・個別ケース検討会議：随時 ○実務者会議は、地域の課題が抽出できるような研修テーマの設定と連携が深まるグループワークを設定する。 ○関係機関だけでなく、本人の意思を尊重するためにも本人を交えた個別ケース検討会議を増やしていく。
	3 市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画の策定	30市町村	R10	—	R5	3市	R6	×	【市町村の取組】 ○基本計画策定：長岡市、燕市、妙高市 ○女性相談支援員配置：新潟市、長岡市、上越市、新発田市、三条市、柏崎市、見附市 【県の取組】 ○市町村担当者会議、支援調整会議（実務者会議）、生活困窮者の支援調整会議を活用し、法律の説明や情報提供を行った。	【市町村の取組】 ○基本計画策定：胎内市 (R7.4) ○基本計画策定予定：新潟市 ○女性相談支援員配置：新潟市、長岡市、上越市、新発田市、三条市、柏崎市、見附市、燕市 (R7.4～)、佐渡市 (R7.5～) 【県の取組】 ○市町村担当者会議、支援調整会議（実務者会議）、生活困窮者の支援調整会議を活用し、法律の説明や情報提供を行った。 ○女性相談支援員を今年度配置した2市に状況のヒアリング及び未配置市町村に関係部署等との連携状況、先行事例についてヒアリングを実施した。 ○全市町村に対して、女性支援の体制整備に向けた依頼文を発送した。	【県の取組】 ○支援調整会議や生活困窮者の支援調整会議を活用するとともに、市町村の要請に応じ情報共有、情報提供を積極的に行う。
	4 市町村における支援調整会議（代表者会議）の開催	30市町村	R10	—	R5	0	R6	×	○市町村担当者会議、支援調整会議（実務者会議）、生活困窮者の支援調整会議を活用し、法律の説明や情報提供を行った。	○市町村担当者会議、支援調整会議（実務者会議）、生活困窮者の支援調整会議を活用し、法律の説明や情報提供を行った。 ○女性相談支援員を今年度配置した2市に状況のヒアリング及び未配置市町村に関係部署等との連携状況、先行事例についてヒアリングを実施した。 ○全市町村に対して、女性支援の体制整備に向けた依頼文を発送した。	
	5 市町村における女性相談支援員の配置	30市町村	R10	6市	R5	7市	R6	×			
	6 DVに関する相談機関の認知度（相談窓口をひとつでも知っている方の割合）	増加させる	R10	47.9%	R5	45.2%	R6	○	○県HP「配偶者暴力 (DV)」内で関係機関や市町村の相談窓口について、周知を図った。 ○若年層向けデートDVセミナー実施時に、リーフレットを配付し、DVの概念を周知した。 ○DVに関する県民意識調査を実施した。	○県HP「配偶者暴力 (DV)」内で関係機関や市町村の相談窓口について、周知を図る。 ○若年層向けデートDVセミナー実施時に、リーフレットを配付し、DVの概念を周知した。 ○女性支援新法や相談窓口を掲載したリーフレットを作成し、新潟県女性財団が開催する一般県民向け公開講座等において配布した。	○引き続きリーフレットを配布し、県民のDVに関する理解促進や身近な相談機関の周知に努める。
	7 過去2年間に配偶者からの暴力を受けたことのある者の割合（過去に暴力行為 (12種類) を一つでも受けたことがある者のうち、その行為が過去2年間にあったとした者の割合）	減少させる	R10	27.3%	R5	35.2%	R6	×	○女性支援新法や相談窓口を掲載したリーフレットを作成し、新潟県女性財団が開催する一般県民向け公開講座等において配布した。		
	8 暴力についての認識（配偶者から以下の行為をされた場合は暴力にあたると思うか）										
	①平手で打つ	増加させる	R10	78.6%	R5	83.5%	R6	◎			
	②なぐるふりをしておどす	増加させる	R10	65.5%	R5	64.3%	R6	○			
	③性的な行為を強要する	増加させる	R10	79.3%	R5	80.0%	R6	◎			

進捗状況の算定式

【増加目標の指標 (%)】
(最新値/目標値(※)) × 100

【減少目標の指標 (%)】
(1 + (1 - 最新値/目標値(※))) × 100

※目標値が定性的なものについては、「目標値」に計画策定時の値を使用

進捗状況の判定区分

目標達成 : 100%
概ね達成 : 90~99%
不十分 : 80~89%
著しく不十分 : 80%未満

基本目標Ⅱ	参考指標	目標		計画策定時点 (R5)		最新値 (R6)		進捗状況	R6年度の取組	R7年度の取組	課題・来年度の取組の方向性など
		回数	割合	割合	割合	割合	割合				
基本目標Ⅱ	暴力についての認識（配偶者から以下の行為をされた場合は暴力にあたると思うか）								○若年層向けデートDVセミナー実施時に、リーフレットを配付し、DVの概念を周知した。 ○新潟県女性財団と連携し、県民講座の開催や相談窓口のリーフレットを配布した。 ○テレビによる広報を実施した。 ○DVに関する県民意識調査を実施した。	○若年層向けデートDVセミナー実施時に、リーフレットを配付し、DVの概念を周知した。 ○新潟県女性財団と連携し、県民講座の開催や相談窓口のリーフレットを配布した。	○県民講座やリーフレットの配布等を通して、県民に届く広報に努める。 ○若年層にはSNSによる広報が効果的であるため、相談窓口や支援内容の周知にSNSの活用を検討する。
	①足でける	増加させる	R10	84.0%	R5	86.8%	R6	◎			
	②体を傷つける可能性のあるものでなぐる・投げつける	増加させる	R10	87.4%	R5	89.3%	R6	◎			
	③刃物などをつきつけておどす	増加させる	R10	90.5%	R5	90.0%	R6	○			
	④大声でどなる	増加させる	R10	54.8%	R5	57.8%	R6	◎			
	⑤長時間無視し続ける	増加させる	R10	48.1%	R5	48.5%	R6	◎			
	⑥交友関係や電話を細かく監視する	増加させる	R10	46.4%	R5	50.5%	R6	◎			
	⑦「誰のおかげで生活できるんだ」「かいしょなし」などと言う	増加させる	R10	62.6%	R5	61.6%	R6	○			
	⑧無理に、アダルトビデオやポルノ雑誌を見せる	増加させる	R10	65.7%	R5	61.8%	R6	○			
	⑨避妊に協力しない	増加させる	R10	66.9%	R5	66.8%	R6	○			